

第4期 野木町生涯学習まちづくり推進計画



令和3年3月

野木町

はじめに

野木町では、平成16年6月に「野木町生涯学習まちづくり推進計画」を策定して以来、社会情勢の変化に対応するために、見直しを図りながら生涯学習によるまちづくりの実現に向けて様々な取組を進めてまいりました。本計画の改訂は、町政の基本姿勢を示した総合計画である「キラリのぎプラン」の策定（改訂）に沿ったものであり、前計画の検証結果及び町民の皆様へのアンケート調査等を踏まえた上で、行っているものです。



近年の社会情勢や人々の生活環境は、これまでも増して激しく変化しており、刻々と変容する時代に即応した施策を進めるためにも、計画の見直しの重要性をより強く感じています。特に、平成27年(2015年)、国連サミットで、『SDGs（持続可能な開発目標）』が採択されて以降、豊かで活力ある社会の実現に向けた国の取組が展開されており「地方創生による魅力的なまちづくり」「次世代・女性の活躍推進」等の流れも活発になってきています。また、ICTに象徴される情報社会に次ぐ新たな社会（超スマート社会）の実現も目標の一つとなっており、町の重点施策にもつながるものです。さらに、昨年発生した新型コロナウイルス感染症の脅威は、社会を一変させ、その対応策を最優先とした取り組み、生涯学習のあり方も考えていかなければならないと思っています。

町民の皆様の生涯学習活動は、自己の人格を磨くだけでなく、生きがいを生み出し心を豊かにし、地域社会の形成になくてはならないものと考えます。日頃の学習や活動を通し、人とのふれあいや交流が大きな輪となり、キラリと光る文化活動、キラリと光るコミュニティ活動、キラリと光るボランティア活動等が活発化することで、本計画が目指す「やさしさとやすらぎに満ちた明るいまち」がつくられるものと確信しています。

野木町では、この計画に基づき、町民の皆様の生涯学習活動を支援する事業の充実を図るとともに、現在の社会状況や人々のニーズに応じた多様な学習機会の提供に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見を賜りました野木町生涯学習まちづくり推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に感謝を申し上げますとともに、本計画が実行され、皆様の生涯学習活動が充実し、心豊かな人生に結び付くことを心よりお祈りいたします。

令和3年3月

野木町生涯学習まちづくり推進本部長
野木町長 真瀬 宏子

第4期 野木町生涯学習まちづくり推進計画

<目次>

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の方向性.....	3
第4節 計画の期間.....	3
第5節 国・県における生涯学習の動向.....	4
第6節 基本理念.....	5
第7節 基本施策.....	6
第8節 計画の体系.....	7
第2章 町の現状.....	9
第1節 町の状況.....	9
第2節 生涯学習に関する町民アンケート調査及び結果の概要.....	12
第3節 社会環境を取り巻く現状と課題.....	22
第4節 前計画の評価.....	23
第3章 施策の展開.....	24
第1節 生涯学習機会の充実.....	24
第2節 地域における生涯学習活動の支援.....	28
第4章 計画の推進.....	34
第1節 計画の策定体制.....	34
第2節 計画の推進体制について.....	35
第3節 計画の検証.....	36

関連するSDGs



第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

生涯学習は、「生涯にわたって、自己の充実・啓発や生活の向上、活力ある地域社会づくりへの参加のため、必要に応じて自発的意思に基づき、自己に適した手段や方法により、継続的に行う学習活動」とされています。学習には、社会教育・学校教育・家庭教育に関するものや、各行政が行う学習活動など様々な形態がありますが、生涯学習はそれらを包括する広範なものとされています。

近年、人口減少と少子高齢化の進行、安心・安全に対する関心の高まり、地球環境問題、エネルギー問題、情報通信技術の進展など、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、生涯学習に対する町民の学習ニーズや意識も多様化しています。

こうした状況の中、町民一人ひとりが生きがいに満ちた豊かな人生を送るため、生涯にわたり自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その学習の成果が地域社会で生かされる「生涯学習社会の実現」が求められています。

本町では、平成 28 年 3 月に、「キラリのぎプラン（第 8 次野木町総合計画）」を受け、「野木町生涯学習まちづくり推進計画」を策定し、様々な生涯学習の推進に取り組んできました。

今後も生涯学習推進事業を、町民との協働によるまちづくりに必要な事業として発展させることが重要であると考えています。そこで、野木町生涯学習まちづくり推進計画の計画期間が令和 2 年度をもって終了することから、令和 3 年度を初年度とする「第 4 期野木町生涯学習まちづくり推進計画」を策定するものです。

本計画は、これまでの本町の取組や、社会環境の変化などを踏まえ、生涯学習に関する事業を総合的、計画的に推進するための新たな指針とします。

また、本計画では、SDGs[※]を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための地域づくりを進めていきます。

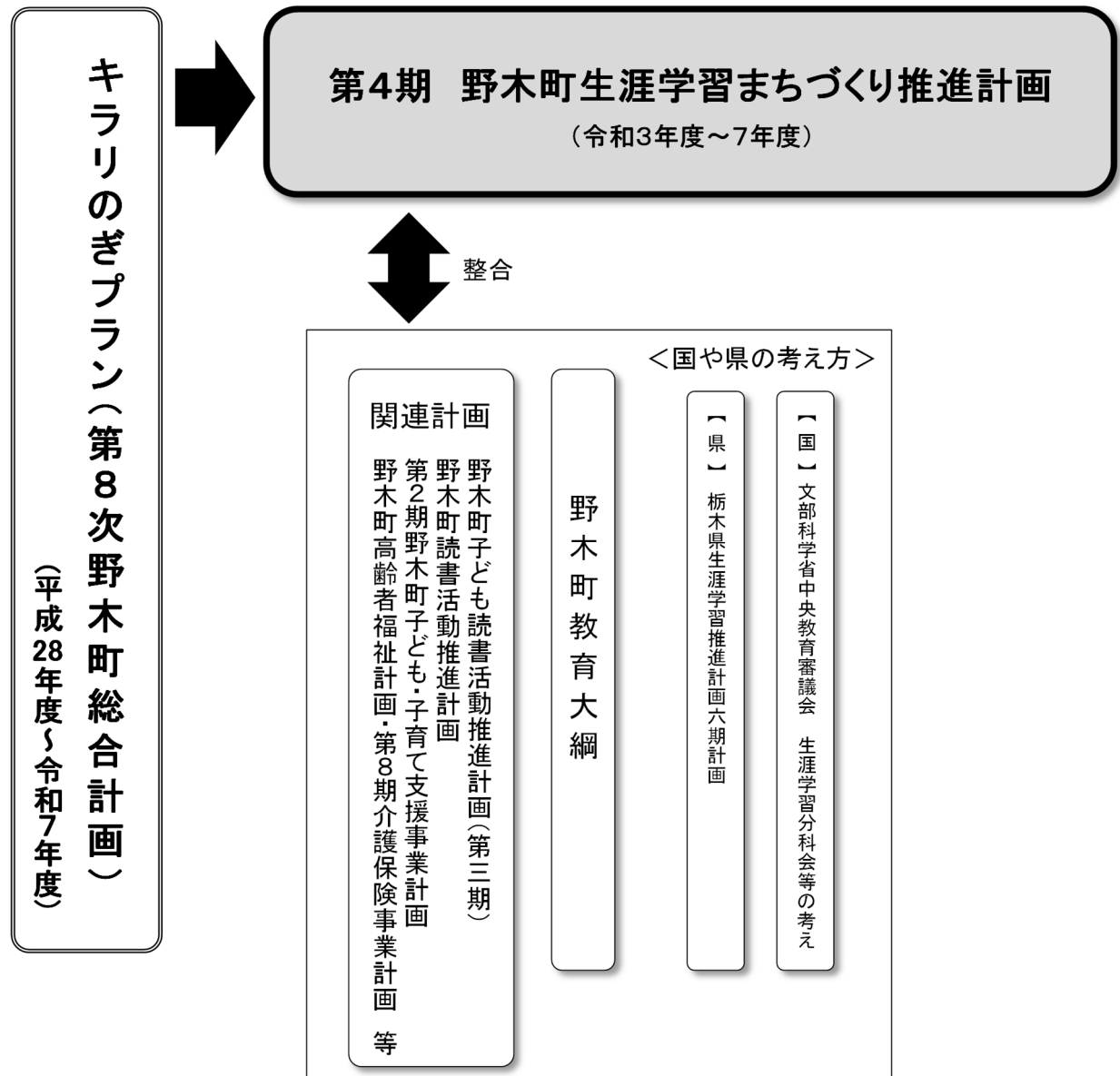
^{エスディージーズ}
※SDGs（Sustainable Development Goals〈持続可能な開発目標〉の略称）

は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「キラリのぎプラン（第8次野木町総合計画）」を上位計画とし、生涯学習活動を推進するための計画です。

また、国や県の計画及び本町の関連計画、野木町教育大綱と整合・連携を持たせた計画とします。



第3節 計画の方向性

「生涯学習まちづくり推進計画」は、町の総合計画「キラリのぎプラン（第8次野木町総合計画）」の基本構想に掲げられたまちづくりを実現するために、町民の主体的な学習活動のあり方や、学習活動への支援についてまとめたものです。

第4節 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、施策・事業の状況については、町民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。



第5節 国・県における生涯学習の動向

(1) 国の動向

平成 18 年度に教育基本法が改正され、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」ことが示されました。

教育基本法の改正に伴って平成 20 年度に策定された教育振興基本計画は、平成 30 年度に 2 回目の改定が行われ、現在第 3 期計画として運用されています。この計画の中では、生涯学習分野の目標として、「人生 100 年時代」を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、障がい者の生涯学習の推進の 4 点が掲げられています。

また、令和元年度には、地方分権改革の一環として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 9 次地方分権一括法）」が制定されました。これにより、博物館、図書館、公民館といった社会教育施設を教育委員会から首長部局に移管することが可能になり、生涯学習分野とまちづくりや福祉、産業等の分野の連携が一層期待されるようになりました。

(2) 栃木県の動向

栃木県は、平成 4 年度より平成 17 年度まで 3 期にわたる生涯学習推進計画（中期計画）を策定するとともに、平成 18 年度から平成 22 年度までは単年度の生涯学習推進計画を策定し、生涯学習振興の取組みを進め、平成 23 年度には、平成 27 年度までを計画期間とする、「栃木県生涯学習推進計画四期計画新・とちぎ学びかがやきプラン」を策定しました。

そして、平成 28 年度には、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に掲げる“めざすとちぎの将来像”の実現に向けて、生涯学習関連施策を明らかにし、生涯学習の推進に取り組む上での基本指針とした「栃木県生涯学習推進計画五期計画～とちぎ輝き「あい」育みプラン～」を策定しました。

また、令和 2 年度には、令和 3 年度を初年度とする、「栃木県生涯学習推進計画六期計画」を策定しています。

第6節 基本理念

生涯学習は、町が行う学校教育・社会教育のほか、地域活動団体、ボランティア団体や社会教育関係団体、市民活動団体、企業や事業者が組織的に行う学習活動、家庭教育や個人の学習による学習活動も含め、町民一人ひとりが生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本としています。

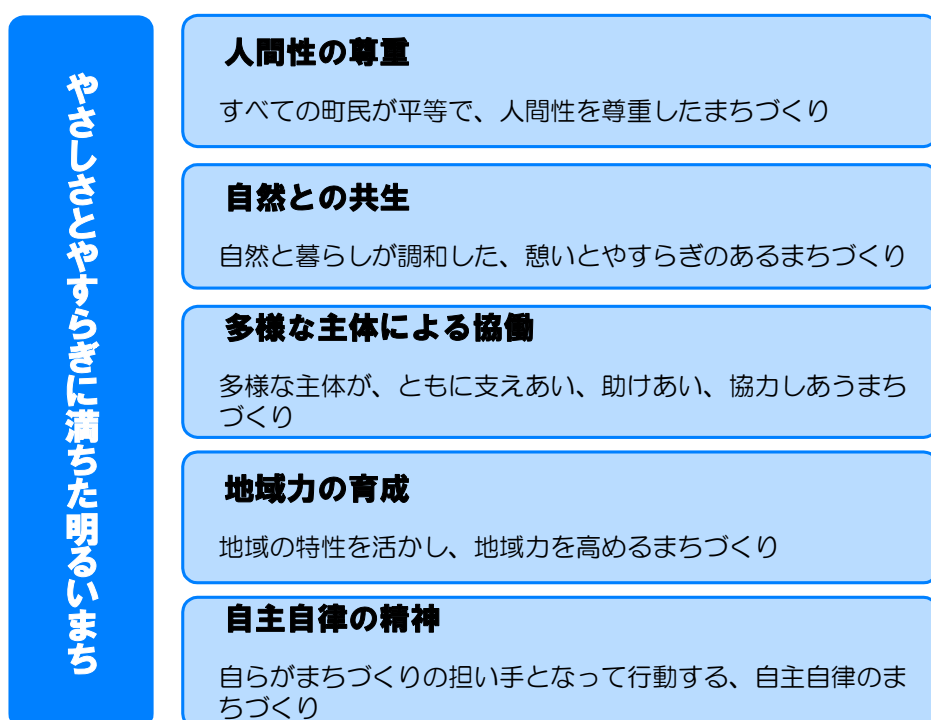
また、近年は社会に応える生涯学習の観点も重要視されており、学習成果の活用や還元、生涯学習が結ぶ学校・家庭・地域の連携などの重要性も指摘されています。

本計画では、まず町民の多様なニーズに応える学習メニューを整備して学びの認識を深めるための機会をつくるとともに、学びの意識を刺激することにより、町民の積極的な生涯学習への参加をいざないます。次に、町民が生涯学習によって得られた学習成果について、町内で発表や活用ができる機会を設けることにより意識の高揚を図ります。更に、生涯学習活動の実りを市民活動の活発化や「地域力」の向上に努めます。

また、町の総合計画「キラリのぎプラン」において、町の将来像「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を実現するために、“やさしさとやすらぎに満ちた明るいまち”を推進し、以下のようなまちづくりの理念を掲げています。

生涯学習まちづくり推進計画においても、「キラリのぎプラン」の理念を継承し、この計画の基本理念とします。

■野木町生涯学習まちづくり推進計画 基本理念



第7節 基本施策

町の総合計画である「キラリのぎプラン」の施策を計画の中で実現するため、次の2つを本計画の基本目標とし、具体的な施策を推進していきます。

1 生涯学習の機会の充実

①一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習への支援

②社会の変化に対応した生涯学習の推進

③読書のまちの推進

2 地域における生涯学習活動の支援

①地域の教育活動の推進

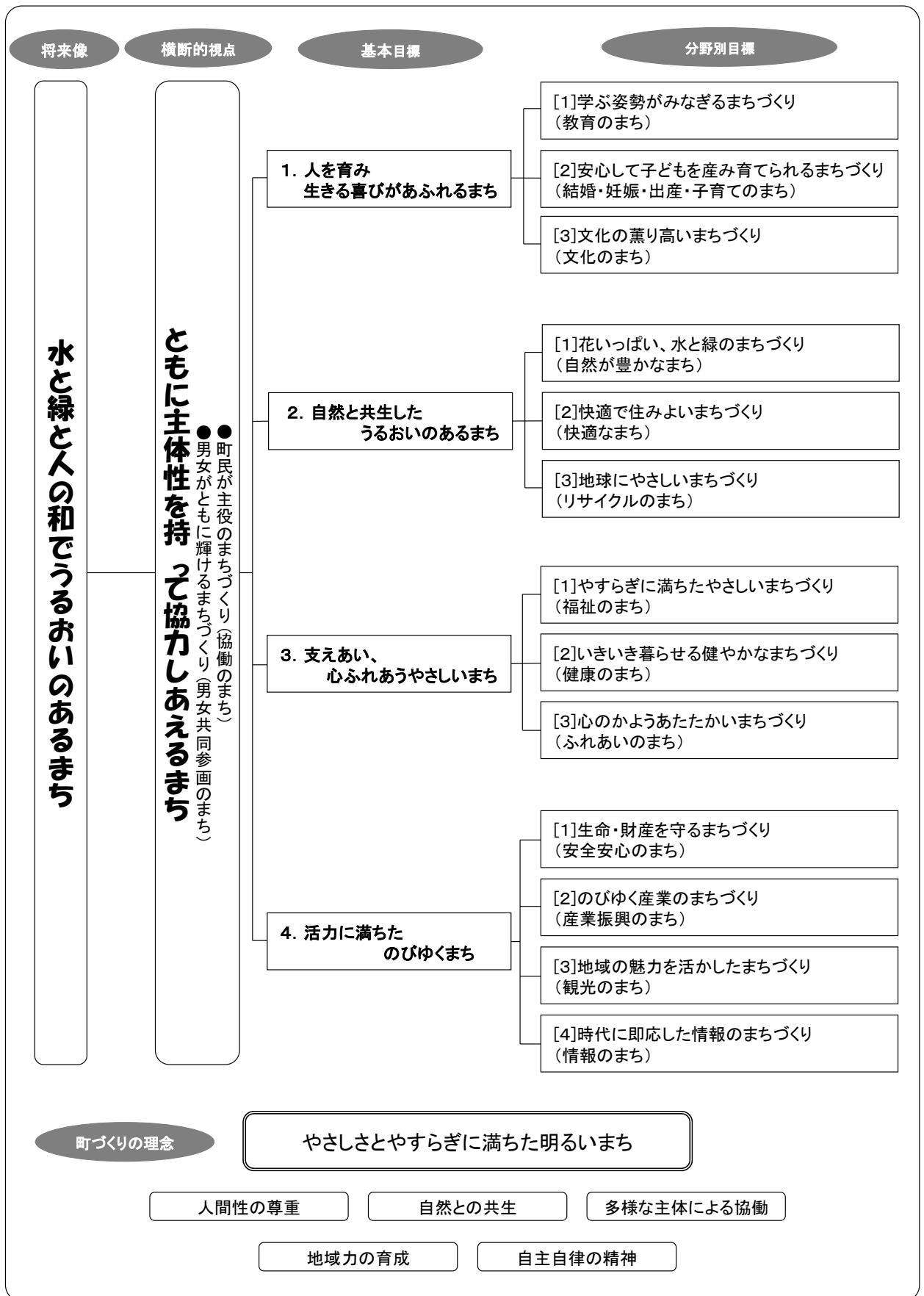
②家庭の教育力の向上

③青少年教育活動の推進

④学校・家庭・地域の連携

⑤地域活動や団体への支援及び連携の促進

第8節 計画の体系



総合計画の「まちづくりの理念」を継承する

基本目標

1. 生涯学習の機会の充実

主要施策

- 1 一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習への支援
- 2 社会の変化に対応した生涯学習の推進
- 3 読書のまちの推進

2. 地域における生涯学習活動の支援

主要施策

- 1 地域の教育活動の推進
- 2 家庭の教育力の向上
- 3 青少年教育活動の推進
- 4 学校・家庭・地域の連携
- 5 地域活動や団体への支援及び連携の促進



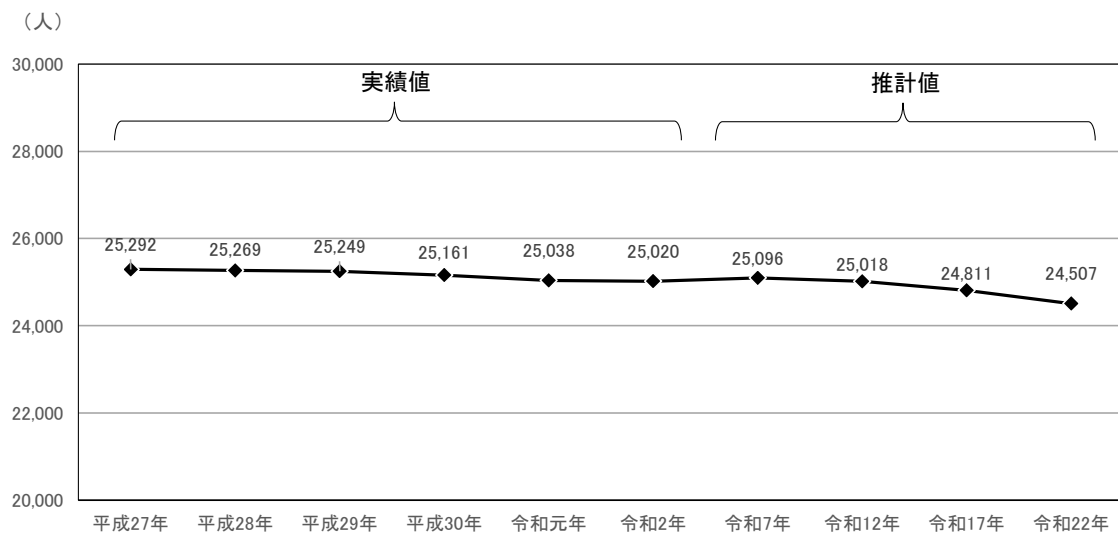
野木町教育大綱

第2章 町の現状

第1節 町の状況

(1) 人口の推移

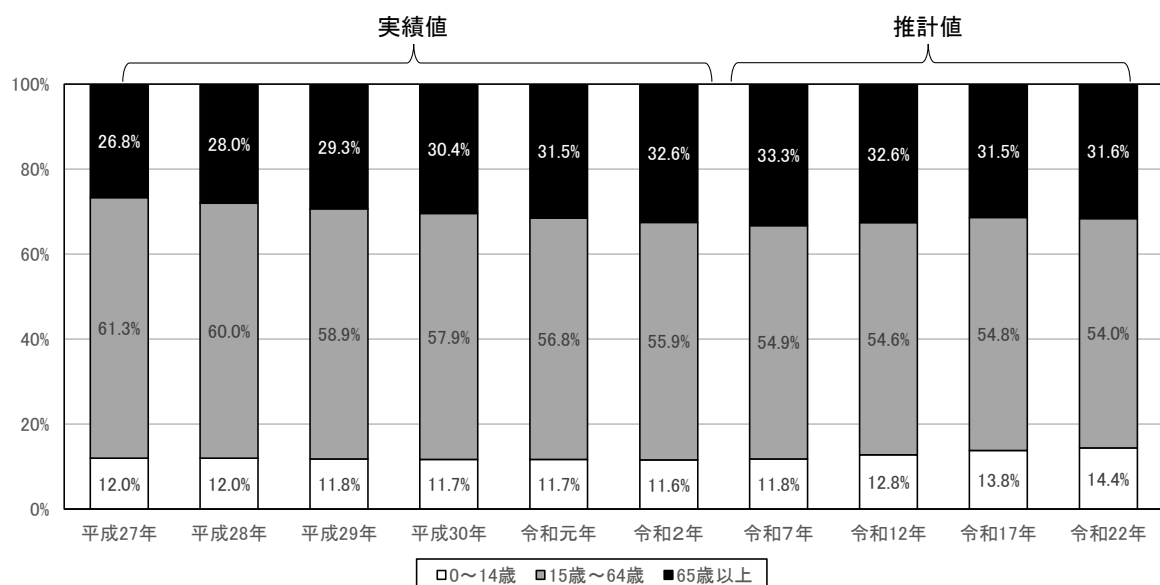
本町の人口は、近年減少傾向となっています。令和2年は平成27年に比べると272人減少の25,020人となっています。また、人口推計の結果をみると、今後も人口は減少傾向となり、令和22年には、24,507人になると推計されます。



※出典：野木町総合計画の推計値

(2) 年齢構成の推移

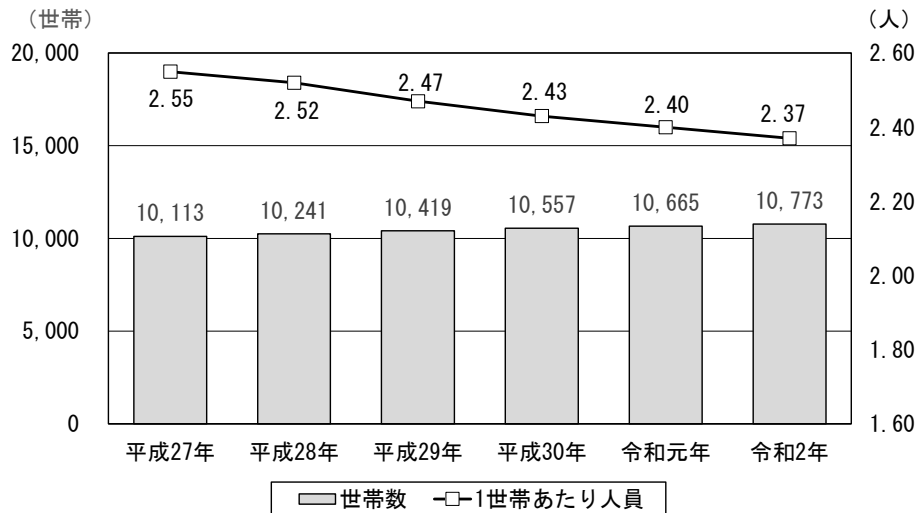
人口構成を見ると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加しています。平成27年の高齢者人口は26.8%となっており、4人に1人が高齢者となっています。また、人口推計の結果を見ると、令和22年には31.6%となっています。



※出典：野木町総合計画の推計値

(3) 町の世帯数と1世帯あたり人員

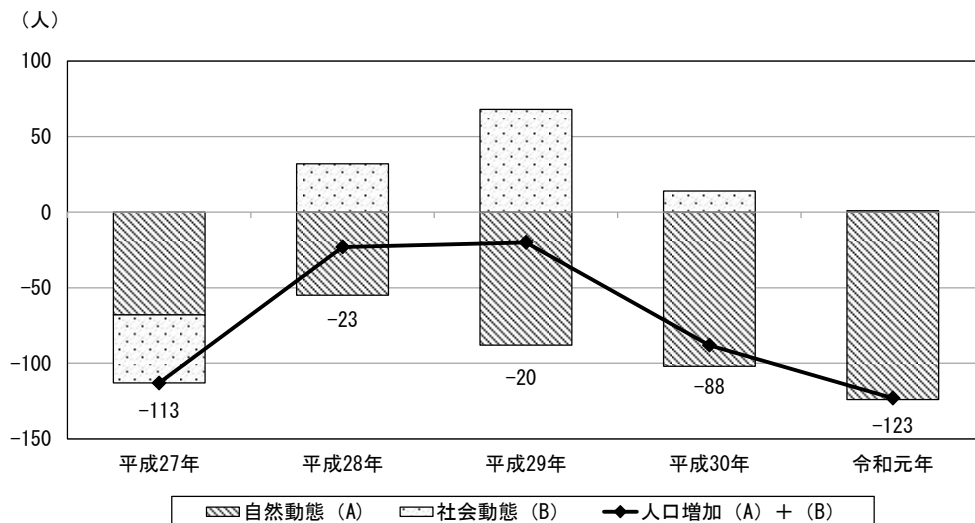
世帯数は、平成27年からの推移をみると、平成27年の10,113世帯に比べ、令和2年は660世帯増の10,773世帯と年々増加傾向にあります。しかし、1世帯あたり人員は、核家族世帯と単独世帯の増加により年々減少しています。



※出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) 人口動態

町の人口動態を自然動態（出生-死亡）と社会動態（転入-転出）に分けてみると、平成27年から令和元年にかけて、自然動態と社会動態の減少が大きく人口増加数がマイナスになる状態が続いています。



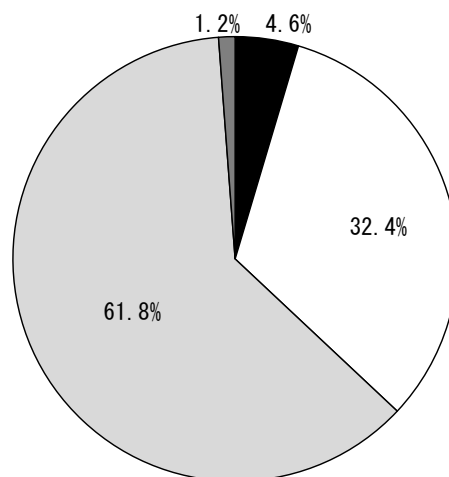
区分	出生数	死亡数	自然動態 (A)	転入数	転出数	社会動態 (B)	人口増加 (A) + (B)
平成27年	203	271	-68	841	886	-45	-113
平成28年	180	235	-55	1,215	1,183	32	-23
平成29年	164	252	-88	1,368	1,300	68	-20
平成30年	154	256	-102	1,443	1,429	14	-88
令和元年	164	288	-124	1,726	1,725	1	-123

※出典：栃木県毎月人口調査（各年10月1日現在）

（５）産業の状況

本町の産業の状況は、６割以上の方が第三次産業となっており、第二次産業は約３割となっています。

また、産業分類別では、製造業が最も多く 26.2%となっており、続いては、卸売・小売業の 14.8%となっています。



■第一次産業 □第二次産業 □第三次産業 ■その他

産業分類		従事者数	構成比	
	総数	12,415	100	100
第一次産業	農業	567	4.6	4.6
	林業	1	0.0	
	漁業	1	0.0	
第二次産業	鉱業	1	0.0	32.4
	建設業	772	6.2	
	製造業	3,251	26.2	
第三次産業	電気・ガス、熱供給、水道業	71	0.6	61.8
	情報通信業	301	2.4	
	運輸業、郵便業	752	6.1	
	卸売業、小売業	1,840	14.8	
	金融業、保険業	255	2.1	
	不動産業、物品賃貸業	165	1.3	
	学術研究、専門・技術サービス業	400	3.2	
	宿泊業、飲食サービス業	490	3.9	
	生活関連サービス業、娯楽業	415	3.3	
	教育、学習支援業	496	4.0	
	医療、福祉	1,264	10.2	
	複合サービス事業	89	0.7	
	その他のサービス業	656	5.3	
	公務	485	3.9	
	分類不能の産業	143	1.2	

※国勢調査（平成 27 年）

第2節 生涯学習に関する町民アンケート調査及び結果の概要

(1) 目的

野木町生涯学習まちづくり推進計画の策定にあたり、町民の皆様よりご家庭の実情やニーズ、ご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和2年9月7日（月）～令和2年9月25日（金）

(3) 調査対象者

野木町に在住で、20歳以上の方の中から、無作為に抽出し、2,400名に調査票を郵送いたしました。

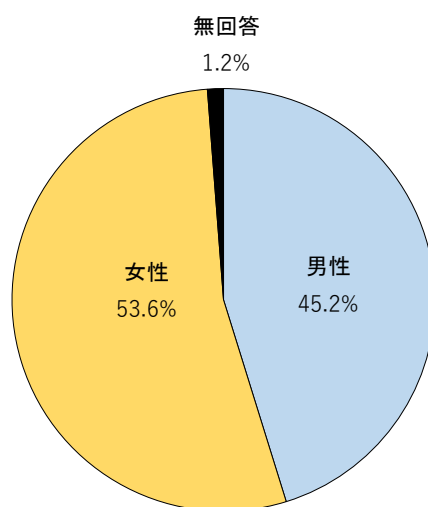
(4) 配布数及び回収数

	配布数	有効回収数	有効回収率
アンケート調査	2,400 件	1,148 件	47.8%

(5) 調査結果概要

性別について

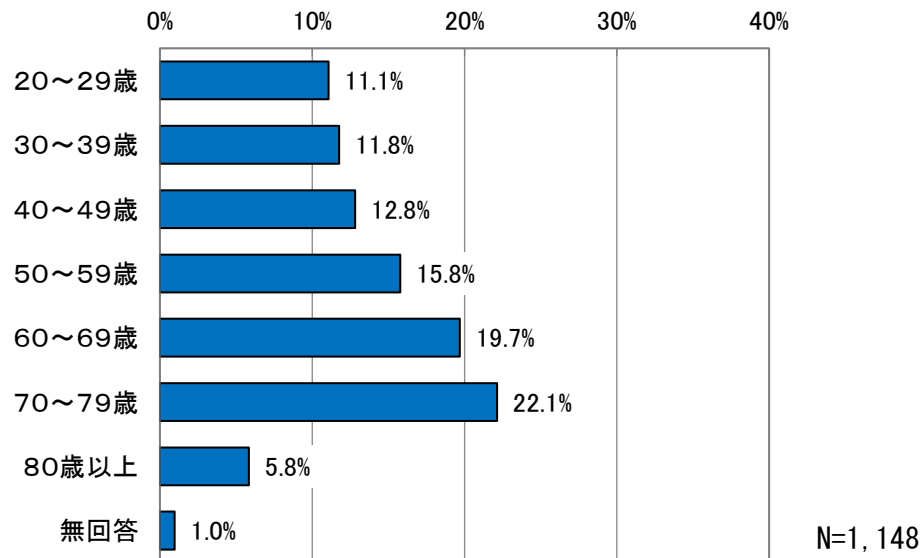
性別については、「女性」が53.6%で、「男性」が45.2%となっています。



N=1,148

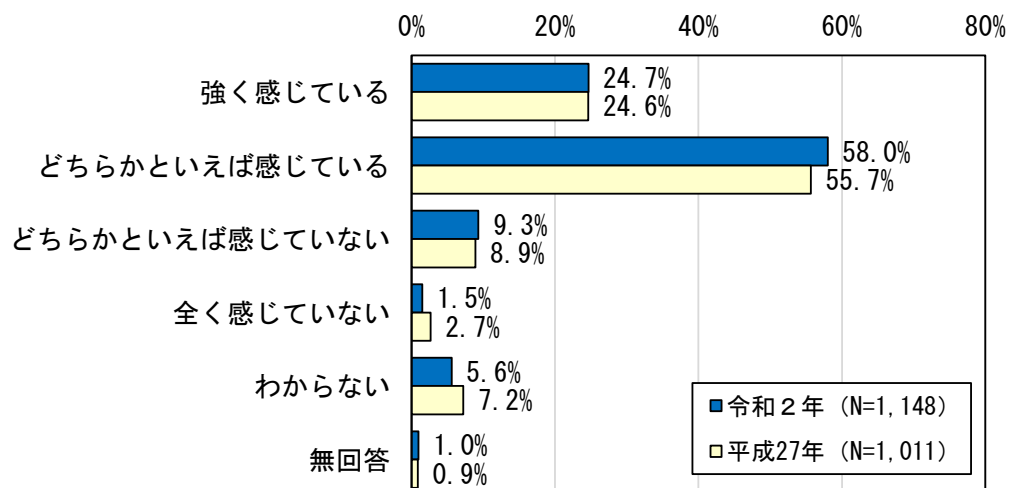
年齢について

年齢については、「70～79歳」が22.1%と最も多く、次いで「60～69歳」が19.7%、「50～59歳」が15.8%となっています。



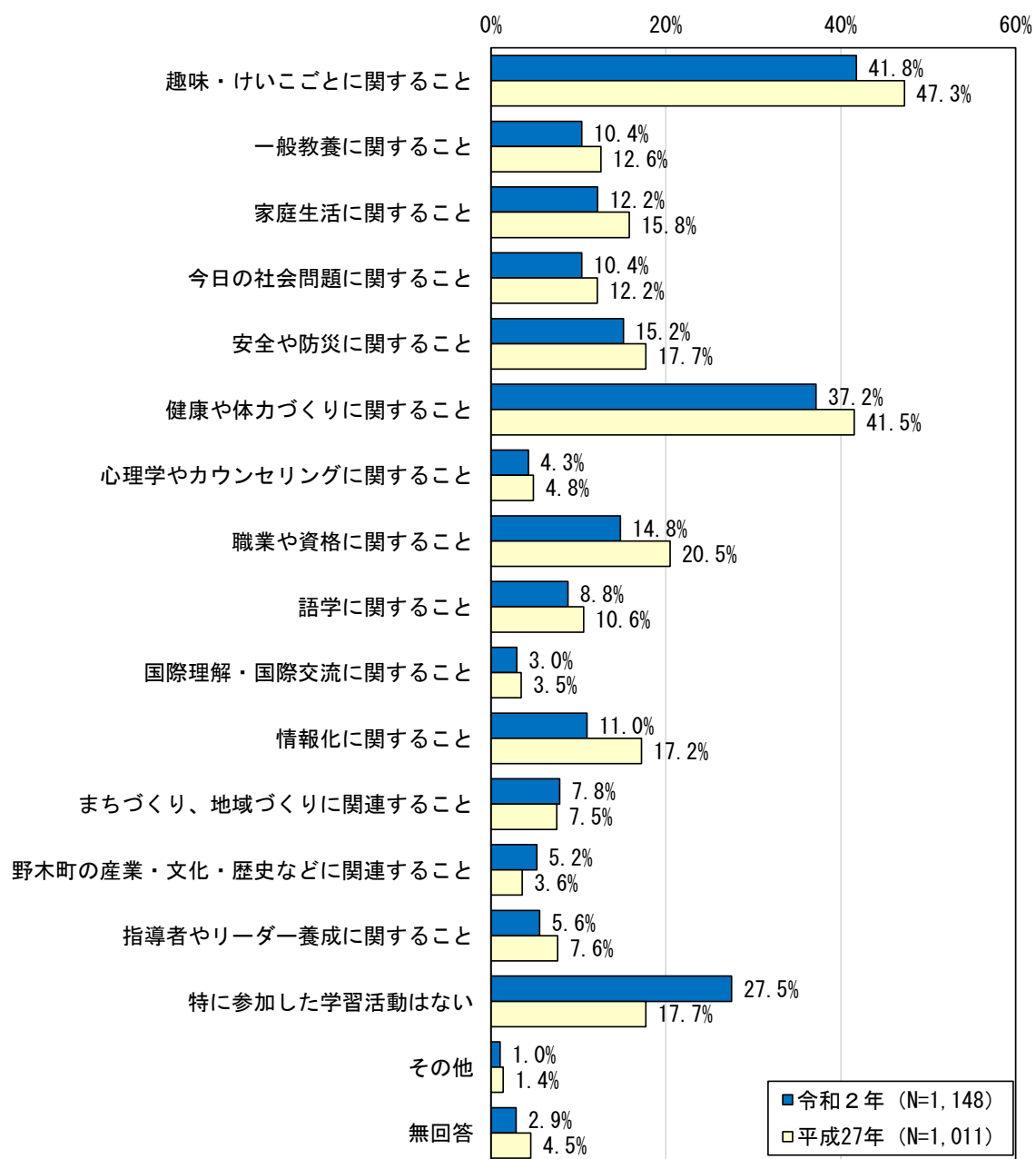
学習や活動をすることの必要性について

日ごろ学習や活動をすることの必要性を感じているかについては、「どちらかといえば感じている」が58.0%と最も多く、次いで「強く感じている」が24.7%、「どちらかといえば感じていない」が9.3%となっています。



学校以外で学習活動への参加について

学校以外で学習活動に参加したことがあるかについては、「趣味・けいこごとに関すること（音楽、絵画、手芸、茶道、園芸など）」が 41.8%と最も多く、次いで「健康や体力づくりに関すること（レクリエーション、スポーツなど）」が 37.2%、「特に参加した学習活動はない」が 27.5%となっています。



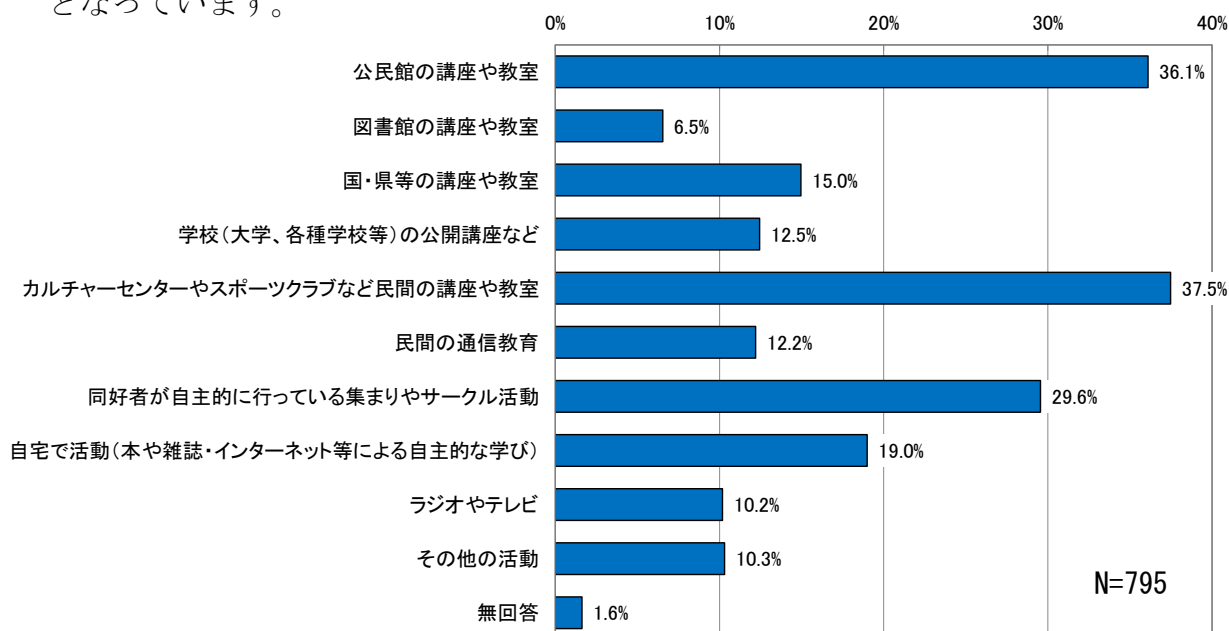
【課題】

生涯学習の必要性は8割以上の方が感じていますが、学校以外の学習活動には、3割近くの方は行った学習活動はないと回答していることから、学習を行うきっかけをつくれるよう、啓発等を充実させていく必要があります。

※前問で「趣味・けいこごとに関すること（音楽、絵画、手芸、茶道、園芸など）」
～「指導者やリーダー養成に関すること」のいずれかに○をつけた方

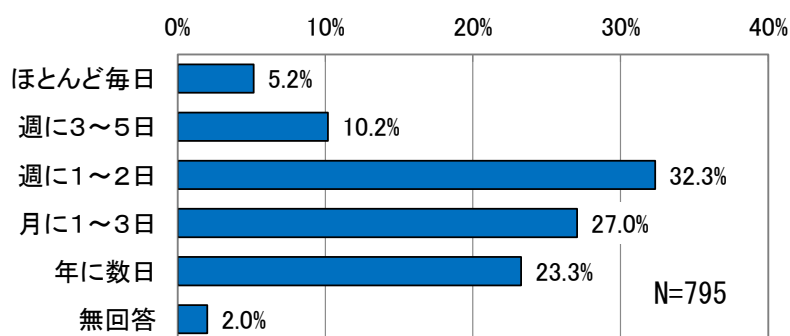
学習活動をした機会について

どのような機会学習活動を行ったかについては、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室」が 37.5%と最も多く、次いで「公民館の講座や教室」が 36.1%、「同好者が自主的に行っている集まりやサークル活動」が 29.6%となっています。



学習活動の頻度について

学習活動をどのくらいの頻度で行っていたかについては、「週に1～2日」が 32.3%と最も多く、次いで「月に1～3日」が 27.0%、「年に数日」が 23.3%となっています。



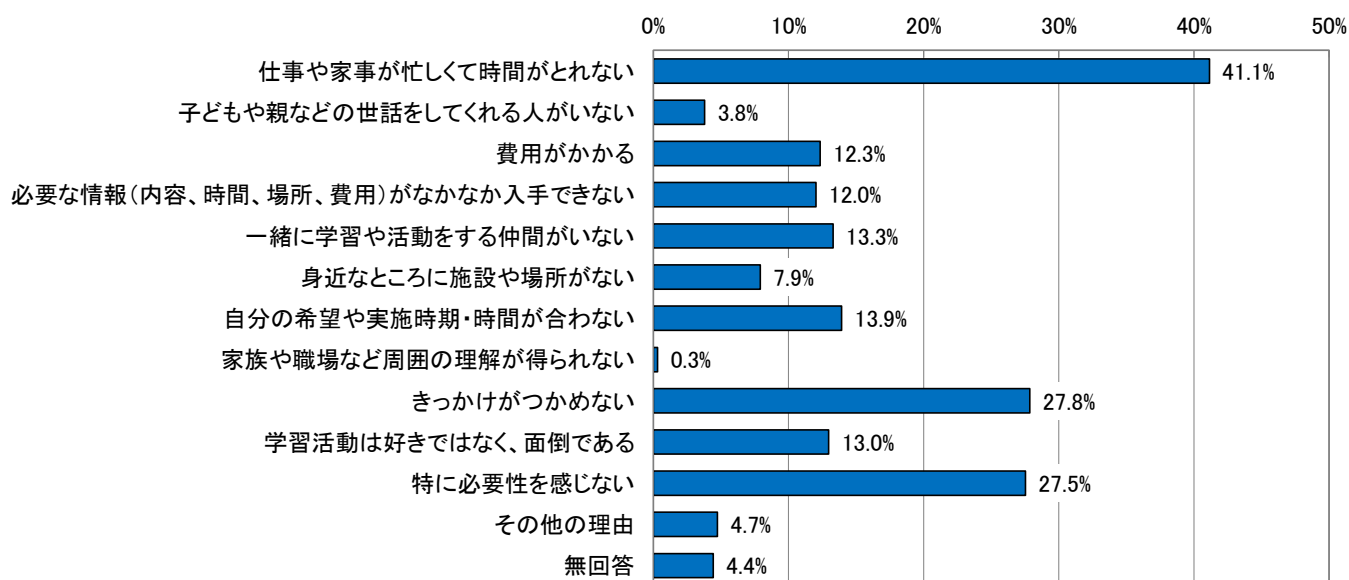
【課題】

学習活動を行う機会は、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室」「公民館の講座や教室」「同好者が自主的に行っている集まりやサークル活動」等が多く身近な地域で活動する傾向があります。一方、「図書館の講座や教室」「学校（大学・各種学校等）の公開講座など」の回答は少なくなっており、多様な学びの機会の提供のため、これらの内容を充実し、専門的な学びの機会について充実させていくことが必要です。

※前問で「特に参加した学習活動はない」と答えた方

学習活動に参加していない理由について

学習活動に参加していない理由については、「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が 41.1%と最も多く、次いで「きっかけがつかめない」が 27.8%、「特に必要性を感じない」が 27.5%となっています。



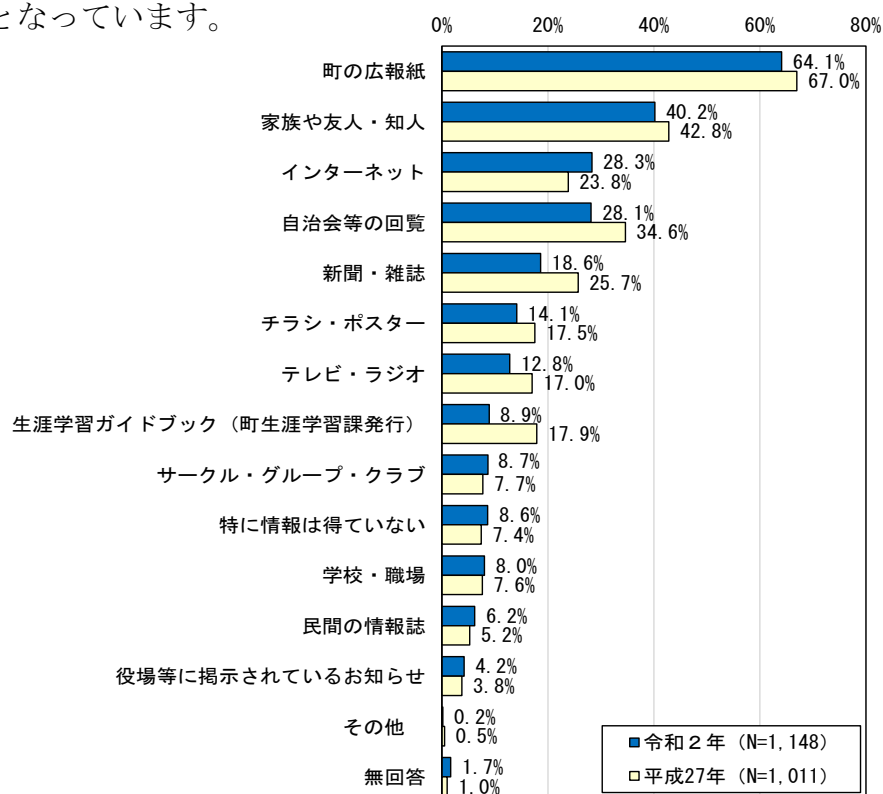
N=316

【課題】

学習活動に参加していない理由は、「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」という回答が最も多くなっていますが、次いで、「きっかけがつかめない」という回答が約3割となっています。活動ができるきっかけがつかめるよう、学習活動内容や活動日等について周知・啓発していくことが必要です。また、仲間がいない、必要な情報がないという回答も1割以上あることから、これらの事項についても、積極的に情報提供や啓発を行っていくことが必要です。

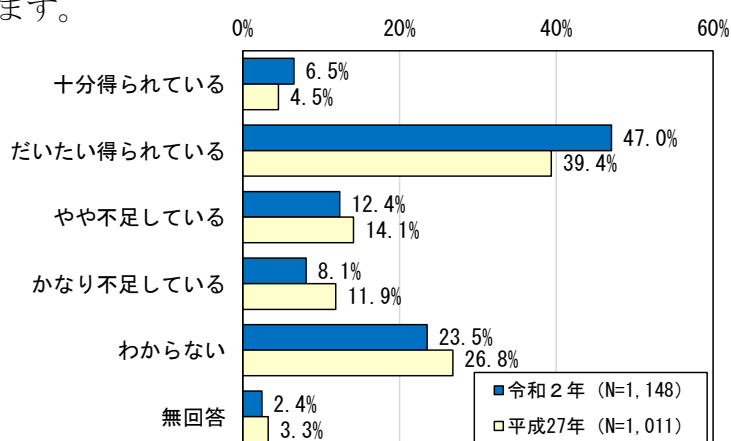
学習や活動に関する情報源について

学習や活動に関する情報をどこから得ているかについては、「町の広報紙」が64.1%と最も多く、次いで「家族や友人・知人」が40.2%、「インターネット」が28.3%となっています。



学習や活動を行う場合の町からの情報について

学習や活動を行う場合、町からの情報は十分かについては、「だいたい得られている」が47.0%と最も多く、次いで「わからない」が23.5%、「やや不足している」が12.4%となっています。



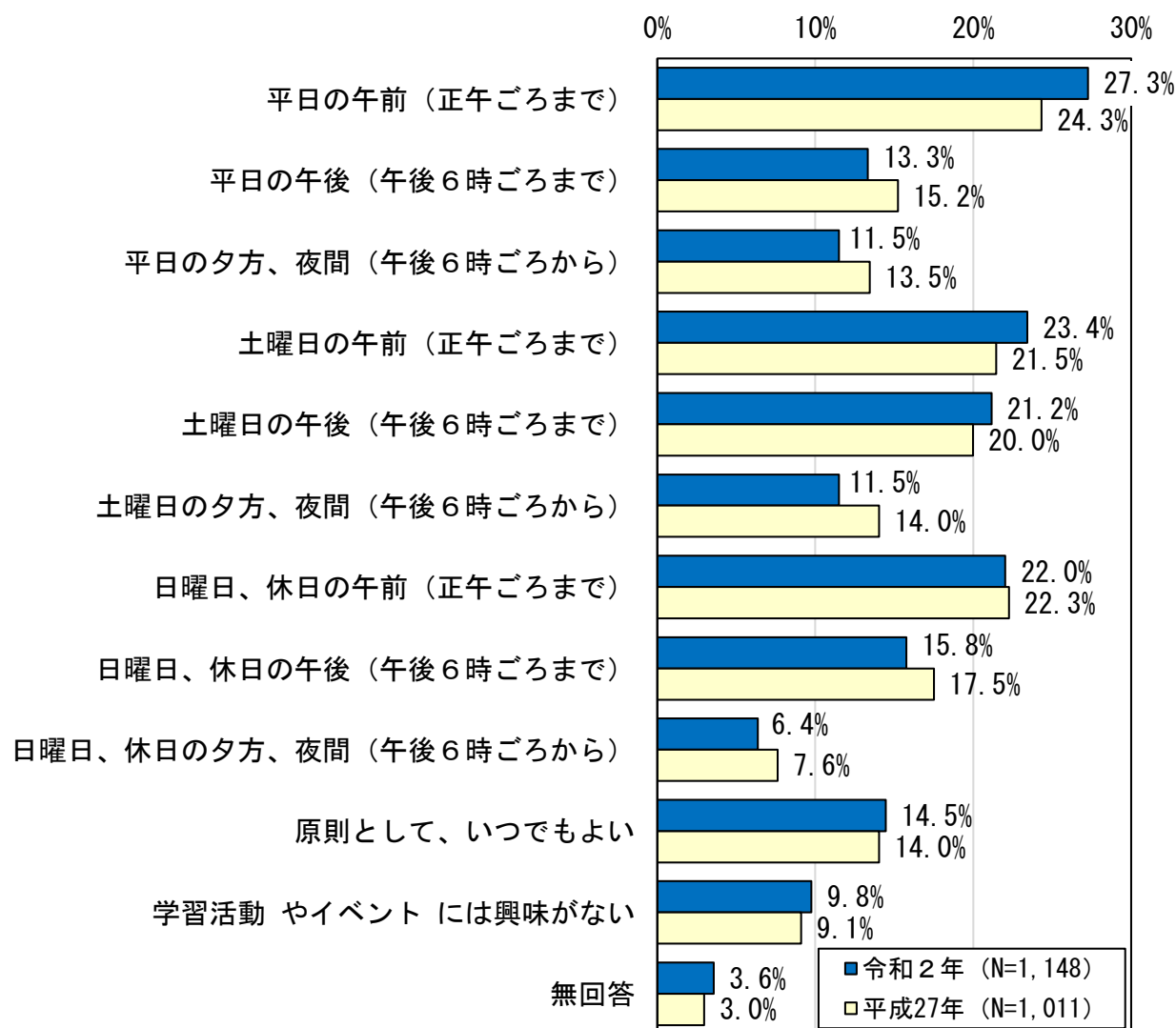
【課題】

生涯学習に関する情報源は町の広報紙が最も多く、次いで家族や友人・知人、インターネットとなっており、町からの情報については、半数以上の方が得られていると回答しています。

情報源は町の広報紙が6割以上となっていることから、今後もさらに広報紙の充実を図り、積極的な情報提供をしていく必要があります。

学習活動をしたり、イベントに参加するのに都合がよい曜日と時間帯について

学習をしたり、イベントに参加したりするとしたら、何曜日のどの時間帯がいいかについては、「平日の午前（正午ごろまで）」が 27.3%と最も多く、次いで「土曜日の午前（正午ごろまで）」が 23.4%、「日曜日、休日の午前（正午ごろまで）」が 22.0%となっています。



【課題】

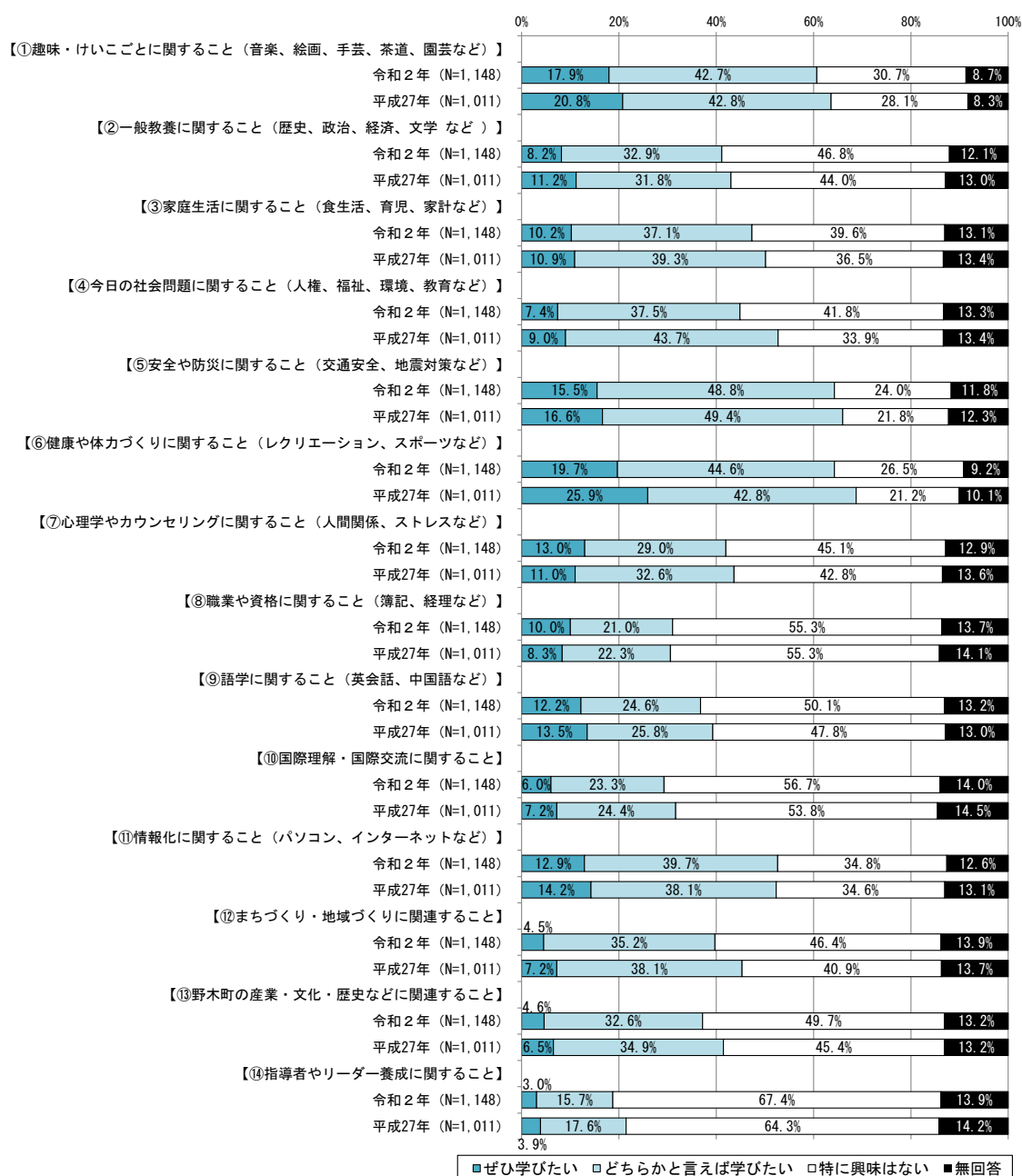
生涯学習やイベントへの参加については、平日の午前という回答が最も多く、以下、土曜日の午前、日曜日・休日の午前となっており、「午前中」に生涯学習やイベントのニーズがあります。

今後の生涯学習活動やイベントの開催については、こうした町民のニーズや社会情勢等を鑑み実施を検討していく必要があります。

各学習内容の関心度について

次のような学習内容について、どれくらい関心があるかについては、「ぜひ学びたい」では、「⑥健康や体力づくりに関すること（レクリエーション、スポーツなど）」が 19.7%、「①趣味・けいこごとに関すること（音楽、絵画、手芸、茶道、園芸など）」が 17.9%、「⑤安全や防災に関すること（交通安全、地震対策など）」が 15.5%となっています。

「どちらかと言えば学びたい」では、「⑤安全や防災に関すること（交通安全、地震対策など）」が 48.8%、「⑥健康や体力づくりに関すること（レクリエーション、スポーツなど）」が 44.6%「①趣味・けいこごとに関すること（音楽、絵画、手芸、茶道、園芸など）」が 42.7%となっています。



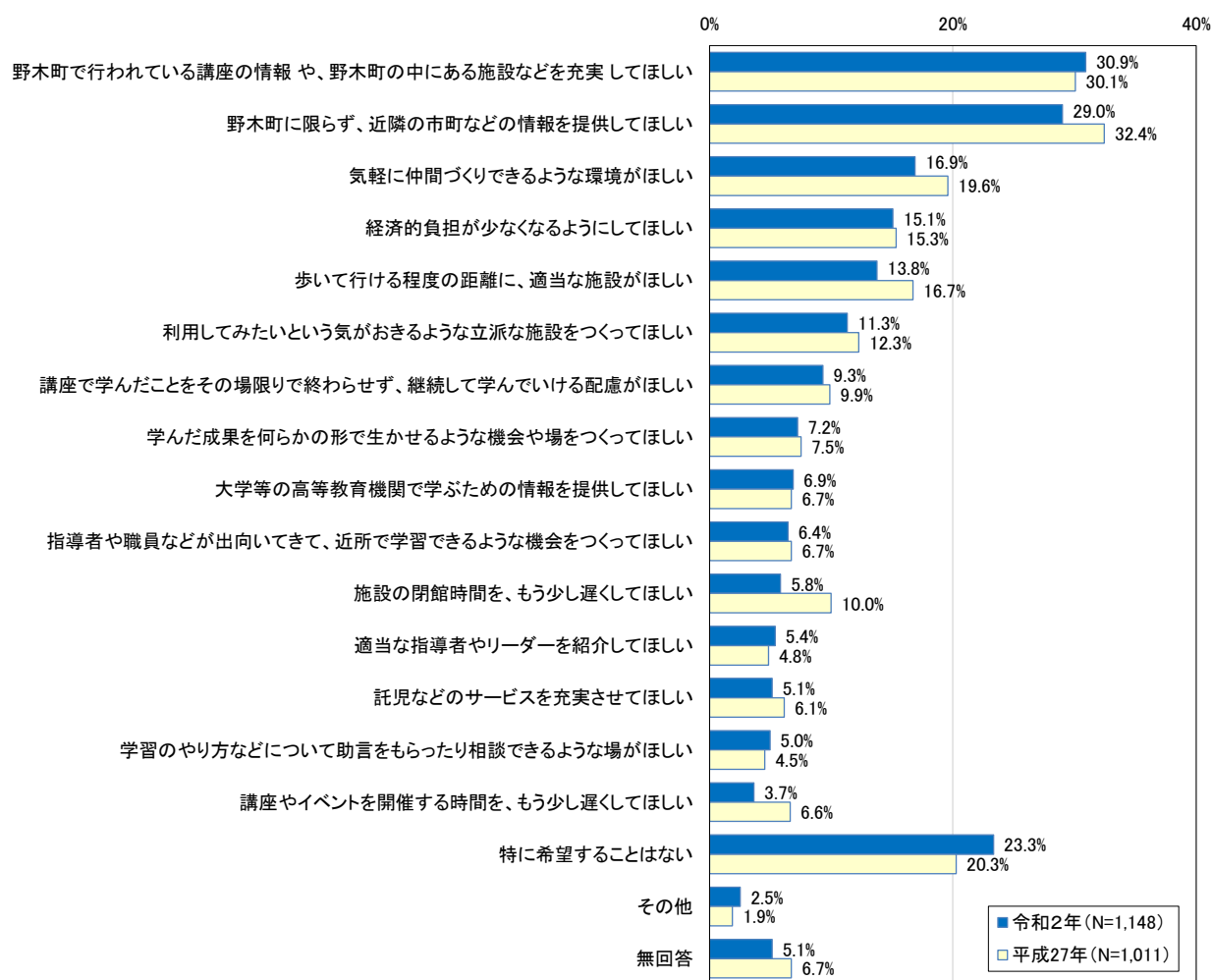
【課題】

学びたい内容としては、「健康や体力づくりに関すること（レクリエーション、スポーツなど）」が最も多く、以下、「安全や防災に関すること（交通安全、地震対策など）」、「趣味・けいこごとに関すること（音楽、絵画、手芸、茶道、園芸など）」となっています。特に、安全や災害に関しては、令和元年の水害や令和2年の新型コロナウイルスの蔓延等があり、社会情勢に応じた生涯学習活動内容を検討し、町民へ提供していく必要があります。



町が学習やスポーツ、ボランティア活動などを勧めていくための支援策について

これから町が学習やスポーツ、ボランティア活動などを勧めていくための支援策として、どのようなサービスを充実させるとよいかについては、「野木町で行われている講座の情報や、野木町の中にある施設などを充実してほしい」が 30.9%と最も多く、次いで「野木町に限らず、近隣の市町などの情報を提供してほしい」が 29.0%、「特に希望することはない」が 23.3%となっています。



【課題】

町が学習やスポーツ、ボランティア活動などを勧めていくための支援については、「町で行われている講座の情報や、町の中にある施設などの充実」「町に限らず、近隣の市町などの情報の提供」という回答が多いことから、情報提供の充実が必要となります。町民が必要な時に必要な情報を入手できる仕組みづくりを行っていくことが重要です。

第3節 社会環境を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化が進行しています

日本の総人口は2008年(平成20年)12月の1億2,809万9千人をピークに、若干の増減を繰り返した後、人口減少局面に入っています。

また、年少人口(0歳～14歳)の割合が低下するとともに、老年人口(65歳以上)の割合が上昇しています。

本町も同様に人口減少や少子高齢化が進む中で、心豊かで充実した人生を送るためには、日々学び、成長し、地域で活躍することが大切です。だれもが興味・関心に応じて個性や能力を伸ばせるように、学習機会やプログラムの充実が求められています。また、学習成果を発表する機会や場の提供など、学習活動を支援する取組が求められています。

(2) 安心・安全に対する関心が高まっています

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、令和元年の台風による豪雨や、令和2年度における新型コロナウイルスの蔓延、子どもや高齢者が被害者となる犯罪の発生などにより、近年、災害や感染症、防犯等における安心・安全への関心が高まっています。

安心・安全に関する学びを通して地域の人々の交流を活発にし、結びつきを強化する取組や新しい生活様式の取組が求められています。

(3) SDGsの取り組みを推進しています

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多用途性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取組むことが求められています。

(4) 情報通信技術(ICT※)の進展が生活様式にも変化をもたらしています

情報通信技術(以下「ICT」という。)の発達により、IoT※・ビッグデータ・AI※の3つの分野が急速に発展し、社会にインパクトを与えていくとされています。

今後もICTの進展により、あらゆる分野で情報化が進むことが予想されることから、これらに対応する学習機会やプログラムの充実が求められています。

※ ICT: Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。

※ IoT: Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタ等に限られていたが、近年ではさまざまなモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

※ ビッグデータ: 一般的なデータベースソフトが扱うことが出来る能力を超えた巨大なデータのこと。

※ AI: Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。

第4節 前計画の評価

平成 28 年 3 月に策定した「野木町生涯学習まちづくり推進計画」に記載されている 167 事業についての評価は以下のとおりとなります。

これを見ると、ほぼ全ての事業（157 事業）が実施され、概ね計画通りに進んでいるといえます。

「未実施」の事業は、「DV 防止講演会」ですが、これは、本講演会の単独開催が困難であるため未実施となっています。今後は、人権・男女共同参画の講演会と併せて開催に取り組む他、セミナー等の開催に変更して実施していくことが必要です。

「事業廃止」の事業は、9 事業あり、他の事業と統合したため廃止となっています。

	実施	未実施	事業 廃止	計
基本目標 1 学習機会の提供の充実	97	0	8	105
1-1 生涯学習を推進する基盤づくり	63	0	7	70
1-2 学習成果を生かすことのできる 仕組みづくり	17	0	1	18
1-3 生涯学習を通じた世代間交流の機会 の充実	8	0	0	8
1-4 「読書のまち」宣言の推進	9	0	0	9
基本目標 2 現代社会を反映した重点的学習の充実	60	1	1	62
2-1 家庭や地域の連携の推進	29	1	0	30
2-2 ボランティア活動への支援・推進	20	0	1	21
2-3 生涯スポーツの振興	11	0	0	11
計（構成比）	157 (94.0%)	1 (0.6%)	9 (5.4%)	167 (100.0%)

第3章 施策の展開

第1節 生涯学習機会の充実

生涯学習機会の充実を図るため、全ての世代の生活課題に対応した各種生涯学習講座や教室など、実生活に即した多様な学習機会を提供します。

その上で、町民一人ひとりが生涯を通じて自ら学ぶ意欲を高めるために、各団体や企業等と連携した生涯学習活動を展開します。

施策1 一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習への支援

人が一生を過ごしていく中で、各ライフステージにおいて様々な課題があります。生涯を通じて、個人が目標を持って主体的に学習活動を実践していくことは、各ライフステージにある課題の解決につながり、次の目標に向けての新たな学習への意欲となっていきます。そのためには、一人ひとりが目標を持って主体的に学習を行うことができる環境づくりが必要です。

そのために、広報・ホームページや生涯学習ガイドブック等により情報提供を充実させるとともに、一人ひとりの実生活に即した多様な生涯学習機会の拡充を推進します。

また、学びのあり方も多様化していくことが見込まれるため、従来の生き方に対してだけでなく、多様な生き方に対して柔軟に学びの機会を提供していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
小山地区定住自立圏 【新規】	小山市を中心市とし、野木町、下野市、茨城県結城市で経済発展や定住環境を整備し、構成市町が有する地域資源を最大限に活用して一体的に定住促進と地域活性化を図る。	政策課
人権講演会	人権問題についての正しい理解と認識を深めてもらうための講演会。	生活環境課
ひまわり栽培推進事業	ボランティアがひまわりフェスティバル会場等のひまわりを育てる。	産業課
みそづくり講習会	町内で生産された大豆・米を利用して、安心安全なみそをつくる。	産業課
収穫体験事業（アグリツアー）	農作物の収穫体験を通して、「食」について見直す機会を設ける。	産業課
ソースづくり講習会	身近な食材を目指し、講習会を通して参加者の交流を図るとともに、農産物加工施設の利用を促す。	産業課
からだスッキリ教室	町民の健康増進・体力向上を図るために開催。	健康福祉課
健康教室	老人会での健康教室を行う。	健康福祉課
骨粗鬆症予防教室	骨粗鬆症予防のために開催。	健康福祉課

事業名	事業内容	担当課等
健康タウンのぎ測定会	町民の健康に関する意識の高揚と啓発を図り、健康保持増進に対する生活習慣の確立を促すことを目的に測定会を実施。	健康福祉課
広報・ホームページ	広報や町ホームページ等を活用し、学びの機会の情報の提供。	生涯学習課
生涯学習ガイドブック	年度の生涯学習事業をまとめ情報提供を行う。	生涯学習課
生涯学習人材バンク	グループ、指導者登録を行い、問い合わせがあった場合、紹介する。	生涯学習課
とちぎレインボーネット	栃木県の生涯学習情報を検索することができる。	生涯学習課
町文化会館周知事業	自主事業案内・貸館案内及びコンサート情報等の充実を図る。	生涯学習課
町民大学	町民のニーズに沿った講座を開催し、学ぶ機会を提供。	生涯学習課
文学講座等	文学作品やその作家について学ぶ。	生涯学習課
歴史・暮らし講座【新規】	野木町の歴史等を楽しく学ぶ講座。（協働講座）	生涯学習課
郷土館講座【新規】	郷土館を利用しながら、野木町の歴史にふれる講座。（協働講座）	生涯学習課
町文化会館主催事業	観る、参加する、聴くを基本コンセプトとした事業を展開。	生涯学習課
野木町煉瓦窯公開	特別公開期間以外の交流センターの開館日に、有料で煉瓦窯を公開し、説明を行う。	生涯学習課
手作り体験講座	交流センターの附属施設でピザ焼きや、レンガ作り、ヨシを使った工作等を体験。	生涯学習課
歴史・文化講座	野木町の歴史や煉瓦製造の歴史を、原始古代から近現代まで学ぶ講座。	生涯学習課
公民館分館活動	各学区内の町民の教養の向上、健康の増進等を目的とした町民自身の活動を通し、ふれあいや交流を行う。	生涯学習課
ガーデニング講座	ガーデニングのやり方などを学ぶ。（協働講座）	生涯学習課
パソコン初心者講座	パソコン初心者のために基礎を教える。（協働講座）	生涯学習課
文化協会サークルによる初心者講座	文化協会所属サークルによる初心者向けの講座。	生涯学習課
いきいき健康教室	気軽に参加し、健康増進や生きがいの交流の場として、体力の維持・向上を目的とする。	生涯学習課
のぎスポレクフェスタ	体力の向上、健康増進を図るだけでなく、地域世代間を越えての交流の機会。	生涯学習課
駅伝大会【新規】	子どもから高齢者まで参加のイベントであり、スポーツを通して町の活性化を図る。体育協会等の協力により実施。	生涯学習課
健康マラソン【新規】	体育協会陸上競技部主管による健康増進を目的としたマラソン大会。	生涯学習課
元気の出るスポーツクラブのぎ	地域の人々が誰でも加入でき、定期的スポーツの場の提供や各種教室を行っているクラブで、様々な事業を展開。	生涯学習課
栃木ＳＣ地域支援事業	栃木県内で活躍するプロチームによる、選手・コーチ・トレーナーから、サッカー教室・体操教室など行い又はプロの試合を生で見ることにより、子供たちの将来の夢と目標・町民の希望をサポートする。	生涯学習課
点字朗読講習会	広報等を点訳したり、朗読するための講習会。	社会福祉協議会
手話講座	手話の講座。	社会福祉協議会
傾聴ボランティア養成講座	傾聴という技術を学び、高齢者や障がい者などの理解を深め、地域福祉活動に向けたボランティアを養成。	社会福祉協議会
生きがい講座	高齢者の文化・教養の向上と相互の交流を深め、趣味を高めて、楽しく生きがいのある暮らしを目指す。	社会福祉協議会
社会福祉協議会ホームページ	社会福祉協議会事業、ボランティア情報等を掲載。	社会福祉協議会

施策２ 社会の変化に対応した生涯学習の推進

少子高齢化に伴う人口減少時代の到来や、科学技術の急速な進歩や情報化など社会環境が激しく変化していく中で、様々な課題に対応した学習の推進が求められています。教育基本法第 12 条では、社会において行われる教育は、個人の要望だけでなく、社会の要請に応じた課題などに対応した学習を行政が奨励することとなっています。

変化する社会の中で充実した生活を送るためには、このような社会的課題に対し、学習者同士の共有体験により、学習者自らが身近な問題として認識し、課題解決へとつなげていくことが必要となっています。

そこで、近年の社会課題をテーマとした生涯学習機会を提供するとともに、地域環境の保全、男女共同参画社会の形成などの諸課題に対しても引き続き関係機関と連携しながら学習機会を提供し、身近な課題として関心が高まるような環境づくりを行います。

また、町が関係するあらゆる領域の事業に生涯学習の視点を持ち、学びによる地域課題の解決を目指します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
消防・防災教室【新規】	消防・防災に関する講座等を行い、安心・安全に関する学びを推進する。	総務課
男女共同参画セミナー・講演会	男女平等や人権尊重の意識を広め、男女共同参画に関して学習してもらうための講演会や映画会・セミナー等を実施する。	生活環境課
DV等防止セミナー・講演会	DV（ドメスティック・ヴァイオレンス）の事実や問題について、広く町民の理解と認識を深めるとともに、DV等防止について啓発するためのセミナーや講演会を実施する。	生活環境課
地球環境等に係る啓発事業【新規】	イベント、講座等の実施を通じ、地球環境問題・SDGs等に関する啓発を行う。	生活環境課
下水道施設公開デー	下水道についての紹介や相談コーナーを設ける。	上下水道課
浄水場公開	浄水場施設の見学。	上下水道課
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を暖かく見守るサポーターを養成。	健康福祉課
国際交流事業	野木町国際交流協会主催の事業。在来外国人のための日本語教室や日本の伝統文化を体験する事業及び外国語教室などを実施。	生涯学習課
町民の集い	町女性団体連絡協議会主催の事業。一般町民を対象に幅広く知識を習得し、豊かな教養を身につける目的で講演会を行う。	生涯学習課
公民館分館活動	各学区内の町民の教養の向上、健康の増進等を目的とした町民自身の活動を通じ、ふれあいや交流を行う。	生涯学習課
若者の出会い応援事業	25歳～45歳の独身男女の出会いを応援する。少子化対策の一環として実施する。	生涯学習課
I C T等学習講座【新規】	情報化社会に対応するための学習機会の提供。	生涯学習課
社会教育施設等の整備・充実	公民館、図書館、スポーツ施設、郷土館、文化会館の整備・充実を図る。	生涯学習課

施策3 読書のまちの推進

町は、平成26年に「キラリと光る読書のまち野木宣言」を行い、読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

今後は、多様化するニーズに対応するため、図書館の充実を図るとともに、「野木町読書活動推進計画」に基づいた各施策を展開していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
野木町読書活動推進計画の推進【新規】	野木町読書活動推進計画に基づき、各施策を推進する。	生涯学習課
図書館ホームページの充実	イベント情報提供や蔵書検索・貸出予約の受付を行う。	生涯学習課
図書館資料の充実	町民の書斎として幅広い分野の図書を収集する他、町民のニーズや世相に沿った図書の充実を図る。	生涯学習課
ブックスタート	町で生まれたすべての赤ちゃんに絵本を通じた親子のふれあいの時間を楽しんでもらう。	生涯学習課
ブックプラスOne!	小学生1年生に本をプレゼントし、本との出会いや豊かな心を育む機会を提供する。	生涯学習課
移動図書館	学校・幼保へのひまわり号での本の貸出事業の充実を図る。	生涯学習課
図書館まつり	おはなし会やゲーム等で楽しみながら、図書館や読書に親しむきっかけをつくる。	生涯学習課
キラリと光る読書のまち野木コンクール	おはなしの絵・ゆめの絵、読書感想画、読書感想文、俳句等のコンクールを実施。	生涯学習課
おはなし会	読み聞かせ、紙芝居などを定期的で開催し、子どもたちに本の楽しさを伝える。	生涯学習課
おはなしイベント	子どもたちに「ものがたり」と出会う機会を提供し、楽しさや感動を味わってもらう。	生涯学習課
ドキドキ図書館ツアー	幼保園児へ図書館施設見学ツアーを行い図書館の良いところを見つけてもらう。	生涯学習課
読み聞かせボランティア等との連携・協力	読み聞かせ、布絵本作成、ブックスタート等を行うボランティアを育成するための講座等を行う。	生涯学習課
SDGs関連資料の充実【新規】	SDGsに関連する資料の充実を図るとともに啓発活動に努める。	生涯学習課



第2節 地域における生涯学習活動の支援

町民が自ら学んだ成果を発揮できる生涯学習活動を促進するため、地域の様々な教育活動を支援するとともに、指導的立場の人材の育成を行います。

また、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整えるとともに、家庭の教育力の向上を図るため、町の各施設を拠点として、地域の大人が持っている知識、経験を地域の子どもへ伝える活動や家庭教育に関する学習支援に取り組みます。

施策1 地域の教育活動の推進

町民の互助・共助による地域づくりを促進するためには、町民一人ひとりが学習を通して必要な知識・技術などを身につけるだけでなく、人と人とのつながりを生む様々な教育活動が地域で行われることが重要です。

そのため、地域の大人が子どもに対し多様な体験活動を提供するなど、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組む必要があります。また、地域の教育活動の指導的な立場となる人材の育成を行い、町民が自ら学んだ成果を様々な教育活動に還元する取組みを支援していくことが必要です。

また、近隣市町村との関係のあり方についても連携するなど、多様な主体との連携を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
関東どまんなかサミット	野木町、栃木市、小山市、茨城県古河市、埼玉県加須市、群馬県板倉町で連携し、施設利用料が同一料金で利用できる。	政策課
産業祭	町の産業を一堂に集めて、農工商の調和のとれた発展に寄与。	産業課
ゴミ処理施設見学会	町民向けの見学会を行う。	生活環境課
こどもまつり	子どもを持つ親への子育て支援と仲間づくりを目指す。	健康福祉課
ふれあいサロン	ボランティア及び高齢者同士のコミュニケーションづくりに寄与。	健康福祉課
リーダー研修会	町子ども会連合会が小学5年生を対象にキャンプ等を行い、リーダーの心構えを身につけてもらう。	生涯学習課
文化財の周知	町文化財マップ作成、新たに指定された文化財の周知を図るために説明板設置を行う。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課等
公民館まつり	公民館利用サークルの発表の場とともに、来場者にサークル活動を体験する場を提供。	生涯学習課
親子ゼミのぎまちなかグリーンツーリズム	野木町の自然と農業を親子で体験して、味わって楽しむ講座。（協働講座）	生涯学習課
野木町ふれあい夏祭り	太鼓（おはやし）教室受講生による上演などを行い、郷土芸能にふれてもらう。	生涯学習課
町文化祭	文化協会所属団体他町民による日頃の成果の発表の場。	生涯学習課
ワイワイクッキング	親子で料理を体験する。（協働講座）	生涯学習課
子どもチャレンジ工作教室	子ども向けの工作教室。（協働講座）	生涯学習課
太鼓（おはやし）教室	おはやしを小中学生等に体験してもらい、伝統を引き継いでもらう。	生涯学習課
町っ子フェスティバル	町子ども会連合会が小学生を対象に楽しめるイベントを開催。	生涯学習課
小学生と高校生・大学生交流体験教室	スポーツ体験を通して、世代間の交流を目的とする。	生涯学習課
指導者養成講座参加補助	県で行われる指導者養成講座の参加者に補助金を出す。	生涯学習課
スポーツ審判講習会	体育協会加盟団体などの協力を得て行う。	生涯学習課
公民館分館活動	各学区内の町民の教養の向上、健康の増進等を目的とした町民自身の活動を通し、ふれあいや交流を行う。	生涯学習課
のぎのん体操の推進 【新規】	町スポーツ推進員が推進している「のぎのん体操」を各種イベントや運動教室等で行い、地域で気軽に体操ができるよう指導者の育成を図る。	生涯学習課



施策２ 家庭の教育力の向上

家庭は、子どもの人格形成が行われる最初であり、社会のルールや物事の善悪を理解させ、規則正しい生活や社会性を身につけさせるなどの重要な役割を担っています。

そのため、家庭の役割に関する保護者への学習支援などを行うとともに、子育て支援活動とも連携しながら家庭の教育力の向上を図る必要があります。また、地域の教育活動を推進する中で、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、互いに連携を図りながら、将来を担う子どもの育成に努め、地域全体で家庭を支えていく環境づくりに取り組む必要があります。

また、すべての教育の出発点である家庭教育を個々の家庭の問題とせず、地域と連携し、親子の育ちを支援していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画セミナー・講演会	男女平等や人権尊重の意識を広め、男女共同参画に関して学習してもらうための講演会や映画会・セミナー等を実施する。	生活環境課
D V 等防止セミナー・講演会	D V（ドメスティック・ヴァイオレンス）の事実や問題について、広く町民の理解と認識を深めるとともに、D V 等防止について啓発するためのセミナーや講演会を実施する。	生活環境課
介護予防教室	認知症や自分自身が介護が必要にならないように予防方法について学んだり、介護が必要になったとき、安心して地域で生活する方法を学ぶ。	健康福祉課
栄養に関する教室	離乳食勉強会、糖尿病予防教室、育児相談、食育教室などを開催。	健康福祉課
プレママ・プレパパクラス（両親学級）	妊娠中の生活・出産・産後・育児についての講座と仲間作り。	健康福祉課
健康・育児相談	身長・体重測定や発達、子育ての悩みや気になることについての相談の場、ママ同士の交流。	健康福祉課
こどもまつり	子どもを持つ親への子育て支援と仲間づくりを目指す。	健康福祉課
ワイワイクッキング	親子で料理を体験する。（協働講座）	生涯学習課
家庭教育学級	家庭における教育力を高めるため、親同士が情報交換しながら子育てについて学びあうことのできる場。	生涯学習課
指導者研修会	子ども会育成会役員等を対象に、子ども会の役割、現状と課題について研修を行う。	生涯学習課

施策３ 青少年教育活動の推進

近年における青少年の屋外での自然体験は、依然少ない傾向が見られます。自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感や道徳観・正義感も高い傾向にあるといわれていることから、青少年の健全な心身の発達を促すには様々な体験活動がきわめて重要です。

そのため、青少年団体と連携・協力を図りながら、様々な青少年教育活動を推進する必要があります。

また、関係団体等との連携を密にし、青少年の健全な育成を推進していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
水辺の楽校	子どもたちに安全に自然観察をしてもらう。	産業課
青少年健全育成事業	野木町青少年健全育成協議会主催事業。講習会を行ったり、中学生に標語を募り、看板を作成し、青少年の健全育成につなげる。	生涯学習課
人権カレンダー発行	小中学生にカレンダーに掲載する人権を意識する絵、標語を書いてもらい、啓発につなげる。	生涯学習課
小学生スポーツ交流会 【新規】	ウォーキングサッカーなどのスポーツを通して、小学生同士の交流を図るために、先生方へのサポートを行っていく。	生涯学習課
リーダー研修会	町子ども会連合会が小学５年生を対象にキャンプ等を行い、リーダーの心構えを身につけてもらう。	生涯学習課
町っ子フェスティバル	町子ども会連合会が小学生を対象に楽しめるイベントを開催。	生涯学習課
小学生と高校生・大学生交流体験教室	スポーツ体験を通して、世代間の交流を目的とする。	生涯学習課
親子ゼミのぎまちなかグリーンツーリズム	野木町の自然と農業を親子で体験して、味わって楽しむ講座。（協働講座）	生涯学習課
野木町ふれあい夏祭り	太鼓（おはやし）教室受講生による上演などを行い、郷土芸能にふれてもらう。	生涯学習課
太鼓（おはやし）教室	おはやしを小中学生等に体験してもらい、伝統を引き継いでもらう。	生涯学習課
自然観察講座	主に小学生を対象とし、渡良瀬遊水地に生息する鳥類や植物、近隣の水田生物等の観察学習を行う機会を設ける。	生涯学習課
栃木ＳＣ地域支援事業	栃木県内で活躍するプロチームによる、選手・コーチ・トレーナーから、サッカー教室・体操教室など行い又はプロの試合を生で見ることにより、子供たちの将来の夢と目標・町民の希望をサポートする。	生涯学習課
ボランティアサマースクール、小学生チャレンジスクール	ボランティアに関心のある高校生、小学生を対象にバリアフリー体験や手話、点字、朗読などの福祉講座を体験。	社会福祉協議会

施策4 学校・家庭・地域の連携

少子高齢化、核家族化の進展など、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域コミュニティの希薄化が指摘されています。そのような社会環境においては、地域の大人と子どもの異世代間交流など、子どもにとって豊かな体験機会の充実を図るとともに、地域の人材を発掘・育成し、地域の大人が持っている知識や経験を子どもたちに伝えていく仕組みづくりが必要です。

そこで、知識・技能や経験を生かし、子どもたちの居場所をつくり、これからの時代を生き抜く力を身につけ、地域への愛着や誇りを育むために、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの学びを支援していきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
交通安全教室	警察等による安全教室。	総務課
水辺の楽校	子どもたちに安全に自然観察をしてもらう。	産業課
学校教育祭	子どもたちの学校での成果の発表の場とともに講演会を行う。	こども教育課
児童館事業	遊び場の提供に加え、遊びの指導や各種行事等を通して児童の健全を図る。又、親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談等子育て家庭の支援を行う。	こども教育課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターにおける子育て親子の交流事業及び子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供等を行う。	こども教育課
学校支援ボランティアの育成	地域の教育力を活かすため、地域の人材を活用し、ボランティアを養成。	こども教育課
中学校職場見学・職場体験【新規】	企業等の職場見学、職場体験を通じて様々な職業について学ぶ。	こども教育課
小学校体験活動【新規】	社会科校外学習で、町内企業の職場見学をしたり、総合的な学習の時間に農業体験等を行う。	こども教育課
ファミリースポーツ教室	親子が一緒にスポーツをすることによる相互理解やスポーツの普及を図るため開催。	生涯学習課
門松づくり教室	子どもとその保護者を対象に、正月に向けた日本の伝統である門松を作る教室。（協働講座）	生涯学習課
元気の出るスポーツクラブのぎ	地域の人々が誰でも加入でき、定期的スポーツの場の提供や各種教室を行っているクラブで、様々な事業を展開。	生涯学習課
公民館分館活動	各学区内の町民の教養の向上、健康の増進等を目的とした町民自身の活動を通し、ふれあいや交流を行う。	生涯学習課
七歳合同祝【新規】	野木町と公民館分館との共催で、次年度7歳になる子供をお祝いする。	生涯学習課

施策5 地域活動や団体への支援及び連携の促進

町民一人ひとりの学んだ成果が地域で発揮され、地域の教育活動の活性化へと発展するためには、各地域において活動している各団体との連携・協力が必要となります。

また、社会教育関係団体や、市民活動団体など、各団体が個々の活動にとどまらず、他団体などに対して積極的に働きかけていくことが重要です。

このため、各地域の団体活動の掘り起こしを行いながら、各団体間の連携を図るなど、地域の活性化や特色ある地域づくりにつなげていくことが必要です。

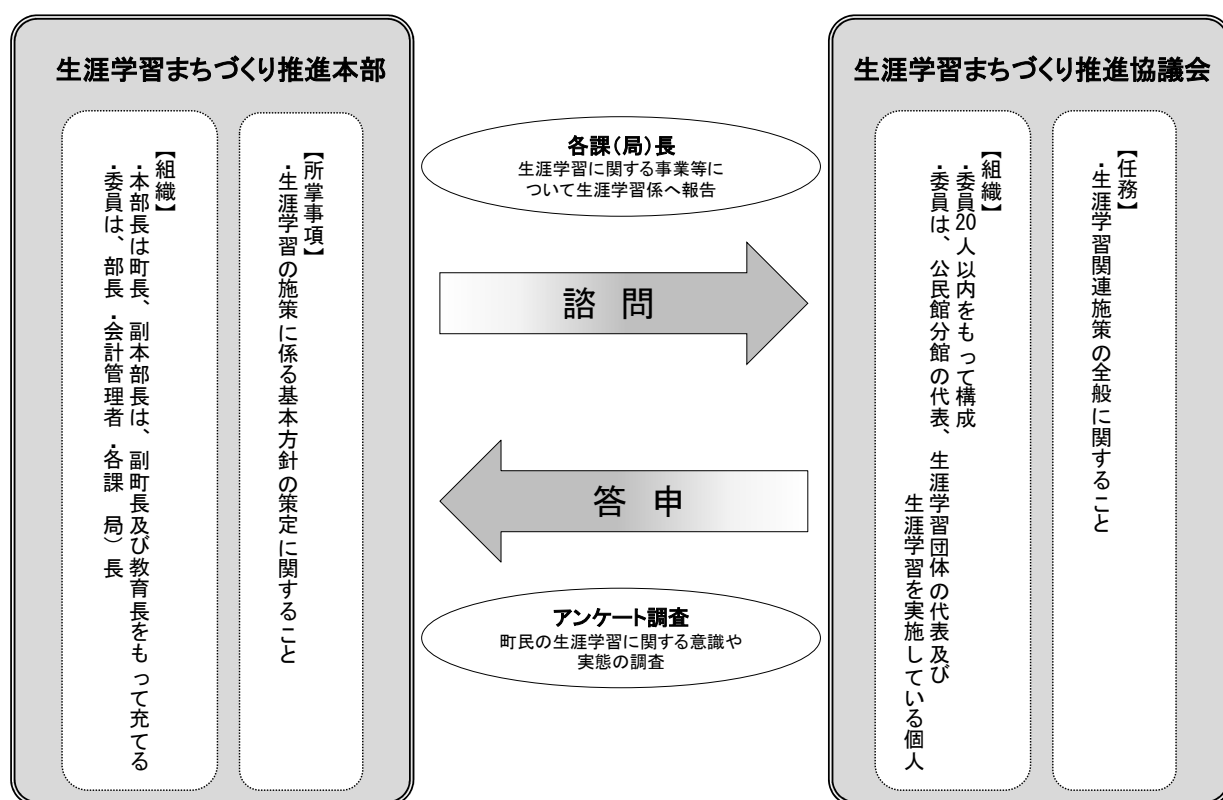
また、多様なニーズに応え、質の高い学びの機会が提供できるよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
ボランティア支援事業	ボランティア活動に関する研修を行うとともに、情報提供や交流に関する事業を行う。	生活環境課
スポーツ指導者研修	スポーツ推進委員会や元気の出るスポーツクラブのぎによる研修を実施。	生涯学習課
文化協会サークルによる初心者講座	文化協会所属サークルによる初心者向けの講座。	生涯学習課
若者の出会い応援事業	25歳～45歳の独身男女の出会いを応援する。少子化対策の一環として実施する。	生涯学習課
生涯学習ボランティア連絡会	公民館で活動するボランティア団体が公民館との連携等を共に学び、活動し合う場の創出を行う。	生涯学習課
歴史・文化財案内ボランティア養成講座	野木町や煉瓦窯を学び、町の歴史や文化財を案内するボランティアを養成する講座。（協働講座）	生涯学習課
町民の集い	町女性団体連絡協議会主催の事業。一般町民を対象に幅広く知識を習得し、豊かな教養を身につける目的で講演会を行う。	生涯学習課
町文化祭	文化協会所属団体他町民による日頃の成果の発表の場。	生涯学習課
ふくしのつどい	福祉イベントを通じて、地域福祉やボランティア活動などの理解を得る。	社会福祉協議会

第1節 計画の策定体制

また、計画の施策の基本方針策定に関することを検討するため、全庁的な組織として「生涯学習まちづくり推進本部」を設置しました。さらに、公民館分館の代表、生涯学習団体の代表及び生涯学習を実践している町民からなる「生涯学習まちづくり推進協議会」を設置し、生涯学習まちづくり推進本部長である町長が諮問を行いました。協議会では諮問に対する答申を行い、意見を計画に反映しました。



第2節 計画の推進体制について

生涯学習に関する施策は、教育分野だけでなく、子育て支援、福祉、健康、産業などの各分野と深く関連し、多岐に及ぶため、関係部局との連携体制で施策を総合的かつ計画的に推進します。

施策の推進にあたっては、取組みの成果向上を図るため、学校、家庭、地域、市民活動団体、企業など関係者との十分な連携・協働に努めます。

また、変化の激しい社会情勢を受けて、対応すべき施策も刻々と変化していくと予想されるため、そのような変化にも柔軟に対応できるよう努めます。

さらに、各主体に求める事項は以下のとおりとなります。

【町民】

自らの生活の充実・向上を目指し、心豊かな暮らしの実現のための生涯学習をより一層進めます。さらに、持続可能な社会づくりを目指していくため、町民一人ひとりが地域づくりの主体となることが期待されます。

【各団体】

各団体は、学習情報等の共有や町民のニーズに沿った学習機会を提供することが期待されます。また、生涯学習を行った町民に活躍の場を提供することが期待され、企業においては、社会貢献活動のより一層の充実が期待されます。

【行政】

関係機関との連携を強化し、学びのきっかけづくりの啓発や学びと活動の循環につながる学習機会を提供する等、積極的に広報や情報発信を行います。

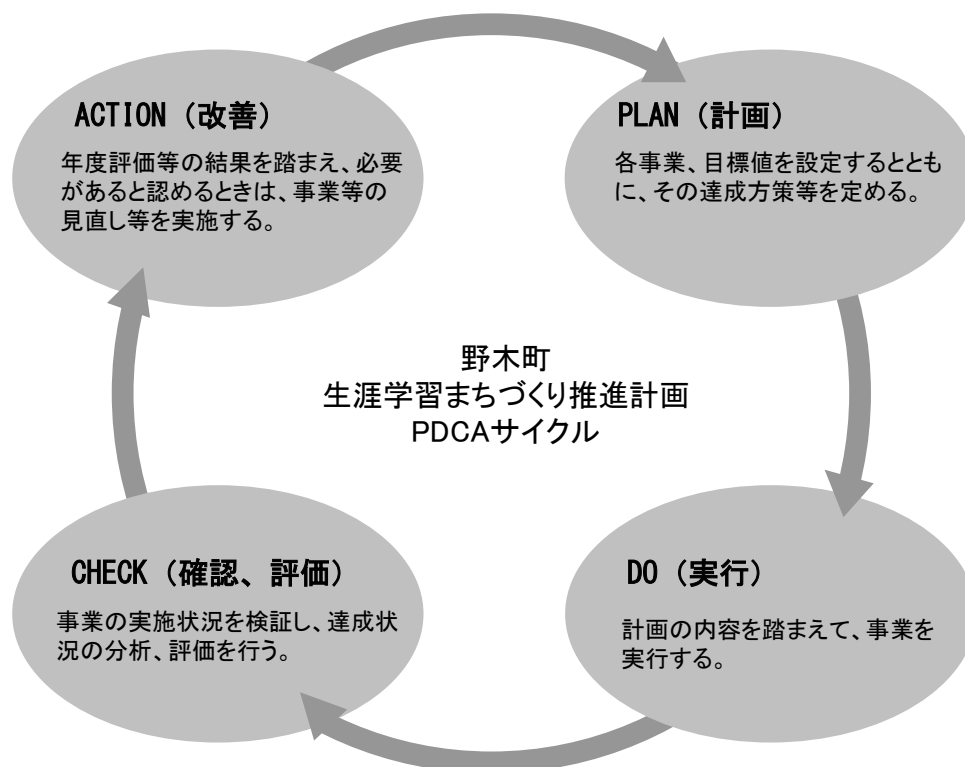
また、学びを通じた「つながり」の中で、町民同士の絆が生まれ、主体的な地域活動につながるよう、当事者意識を高めます。

第3節 計画の検証

この計画は、野木町の生涯学習まちづくりに関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、本計画の効果の検証は、各課が行う事業の進捗状況を毎年度確認し、「生涯学習まちづくり推進本部」において事業の評価を行います。

さらに、事業評価の結果に基づき、個々の事業について毎年、必要な見直しと改善（PDCAの展開）を行います。



資料編

1 野木町生涯学習まちづくり推進協議会設置要綱

平成 14 年 1 月 18 日告示第 4 号

改正

平成 17 年 1 月 18 日告示第 5 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、「生涯学習まちづくり」に町民の意見や要望を反映させ、野木町の生涯学習を推進するため、野木町生涯学習まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の設置運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、町長に答申するとともに、生涯学習施策の評価を行う。

- (1) 生涯学習関連施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の奨励普及に関すること。
- (3) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、公民館分館の代表、生涯学習団体の代表及び生涯学習活動を実践している個人のうちから町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決めるものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第 6 条 協議会は、必要に応じてアドバイザーを設けることができる。

(会議)

第 7 条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 17 年 1 月 18 日告示第 5 号）

平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

2 野木町生涯学習まちづくり推進協議会名簿

(敬称略)

	役 職	名 前	備 考
1	友沼学区分館長	秋元 吉行	
2	野木学区分館長	石塚 一郎	
3	佐川野学区分館長	舘野 誠一	
4	南赤塚学区分館長	鈴木 寛	
5	新橋学区分館長	柏木 悦子	
6	社会教育委員長	針谷 良七	会長
7	町校長会長	藤田 晴彦	
8	PTA 連合会長	工藤 仁	
9	町子連代表	長南 美佳	
10	女性団体連絡協議会長	星野 英子	副会長
11	文化協会代表	多田 美一	
12	高年者団体代表	鈴木 隆守	
13	生涯学習ボランティア連絡会	小村 敏雄	
14	スポーツ推進委員会代表	伏木 ヤス子	
15	スポーツ推進審議会代表	野嶋 雅子	
16	人権擁護委員代表	五月女 光子	
17	文化財保護審議会会長	尾島 忠信	
18	青少年団体代表	岩崎 千昌	

(任期：令和2年8月25日～令和3年3月31日)

3 野木町生涯学習まちづくり推進本部設置規則

平成 14 年 1 月 18 日規則第 1 号

改正

平成 15 年 10 月 17 日規則第 20 号

平成 17 年 1 月 24 日規則第 2 号

平成 20 年 4 月 28 日規則第 29 号

平成 22 年 5 月 19 日規則第 27 号

平成 24 年 3 月 23 日規則第 5 号

平成 26 年 3 月 19 日規則第 18 号

平成 28 年 2 月 25 日規則第 4 号

(設置)

第 1 条 野木町生涯学習の総合的かつ効率的な推進を図るため、野木町生涯学習まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生涯学習の施策に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
- (4) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて推進本部を招集し、総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を副町長が代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に野木町生涯学習まちづくり幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、推進本部の所掌する事項について協議及び連絡調整を行うとともに、推進本部の決定した施策に係る必要な事項を処理する。

3 幹事会の運営については、別に定めるものとする。

(事務局)

第 6 条 推進本部の事務局を生涯学習課に置く。

2 事務局は、推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関する事務を行うものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 17 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 24 日規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 28 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 19 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 19 日規則第 18 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 25 日規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

総合政策部長
町民生活部長
産業建設部長
教育次長
会計管理者
総務課長
政策課長
未来開発課長
税務課長
住民課長
健康福祉課長
生活環境課長
産業課長
都市整備課長
上下水道課長
議会事務局長
こども教育課長
生涯学習課長

4 計画策定の経緯

日 程	内 容
令和2年7月16日	第1回野木町生涯学習まちづくり推進本部会議
令和2年8月25日	第1回野木町生涯学習まちづくり推進協議会
令和2年9月7日～ 9月25日	住民アンケートの実施 町内在住の20歳以上の方から無作為抽出 2,400件発送
令和2年12月2日	第2回野木町生涯学習まちづくり推進本部会議
令和2年12月15日	第2回野木町生涯学習まちづくり推進協議会
令和3年1月13日～ 2月12日	パブリックコメントの実施
令和3年2月25日	第4期野木町生涯学習まちづくり推進計画答申

5 野木町讃歌、町民憲章

昭和60年3月30日制定

野木町賛歌 ふれあいの町

♩=106

1. ふりかえ る ことを しらない きみが いる
2. よろこび わ けあい すごせる ひび が ある

やすむこ とを しらないあなが いるー
いきるし あ わせ はぐくむあなが いるー

そんなふ た りーに にあいの まちが いる
だからま にーに ちからの かきりーに

きぼうに も え ふれあいの まる ちる
まわりの す べ あいしつ づける

ー たかい に てをと りー たずさ え てある
ゆめー をが ころにー たずさ え てい きー
ーこふく らー このま ちがー

く のはそ う ころのー そだー つ まちー
つくろ う きぼう のー そだー つ まちー
さかそ う うたご えー ひーひー ー

ふ わ たーしとあ なたのー のきー まちに
よ わ たーしとあ なたのー のきー まちに
わ たーしとあ なたのー のきー まちに

い きるー しあわせな よろこ び
い きるー しあわせな よろこ び
い きるー しあわせな よろこ び

12. びー あいー D.S. びー

ー わ たーしとあ なたのー のきー まちに

い きるー しあわせな よろこ び

Fine

野木町賛歌

ふれあいの町

作 詞 新井 清時
詞補作監修 なかにし礼
作 曲 すぎやまこういち
野木町民の歌・音頭制定委員会選定
唄 森 昌子

1. 振り返ることを 知らない君がいる
休むことを 知らないあながいる
そんな二人に 似合いの町がある
希望に燃える ふれあいの町
互いに手を取り たずさえて歩く
伸ばそう 心の育つ町よ
私とあなたの 野木町に生きる
しあわせな よろこび

2. 喜びわけ合い 過ごせる日々がある
生きるしあわせ 育む明日がある
だから毎日 力の限りに
まわりのすべて愛しつづける
夢を心に たずさえて生きる
つくろう 希望の育つ町よ
私とあなたの 野木町に生きる
しあわせな よろこび

愛がふくらむ この町が 好き
咲かそう 歌声ひびく町よ
私とあなたの 野木町に生きる
しあわせな よろこび

○野木町民憲章

わたくしたちは、野木町民であることに誇りと責任をもち、明るく住みよい豊かな郷土をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。
- 1 伝統を尊び、教養を高め文化の薫るまちをつくりましょう。
- 1 心ふれあう、安らぎのある住みよいまちをつくりましょう。
- 1 仕事にはげみ、活気ある豊かなまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、平和な明るいまちをつくりましょう。



町の花 ひまわり
(昭和52年7月21日制定)



町の木 えんじゅ
(昭和52年7月21日制定)



町の鳥 ふくろう
(平成24年11月1日制定)



町章
(昭和48年2月1日制定)

第4期 野木町生涯学習まちづくり推進計画

令和3年3月発行

発行 野木町

編集 野木町教育委員会 生涯学習課

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

TEL 0280-57-4188

FAX 0280-57-4914

野木町ホームページ <http://www.town.nogi.lg.jp/>